

情 郵 審 第 * 号
令 和 3 年 3 月 15 日

総 務 大 臣
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

令和3年1月22日付け諮問第3134号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案については、諮問のとおり制定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

電気通信事業法第 27 条の 3 の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定 に関する意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和 3 年 1 月 23 日 (土) から同年 2 月 22 日 (月) まで
- 意見提出件数 : 5 件 (法人・団体 : 1 件、個人 : 4 件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社
2	個人 A
3	個人 B
4	個人 C
5	個人 D

電気通信事業法第 27 条の 3 の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定
に関する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
<p>電気通信事業法第 27 条の 3 等の適用を受ける「特定関係法人」については、その要件の一つである「政令で定める特殊の関係」に対し、「子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない」と定められています。当該範囲は総務省にて予めご判断される認識であります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 4 条の 2 の 2 に定める「子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるとき」の範囲については、予め総務省が定めているものではなく、個別の事例に即して総務省が該当性を判断するものと承知しています。</p>	無
<p>MNO の特定関係法人としてジェイコム地域会社（11 社）を加える事は英断だと思われま す。</p> <p>ジェイコム地域会社が定期的に行う CATV の引き込みがされている住宅への「点検」の際に明らかに不必要な CATV サービスと KDDI から卸売りを受けているネット・電話サービスの「執拗な勧誘」を高年齢帯や前述サービスの必要性を判断できない若年層が居住するワンルームマンションで行っています。</p> <p>ジェイコム社の wikipedia で定期的に「点検商法」と記載されてはジェイコム社社員が wikipedia を消しているため世間的な認知度はそれほど高くはないですが、ジェイコム社が KDDI 社と提携前から恒常的に行っており、国民生活センターでも相当な苦情相談がありながら長年放置されてきた社会的問題でもあります。</p> <p>今回の指定はジェイコム社以外にも類似の行為を行う悪質な地域系 CATV にもこれ以上不当な勧誘やならシェアに関わらず電気通信事業法第 27 条の 3 の規定の適用を適応する警告にもなると思われま す。</p> <p>それでも収まらないなら既に電気通信事業法第 27 条の 3 の規定の適用が行われている NTT が CATV 事業を展開しやすい規制緩和をして地域系 CATV より安い値段のサービスを提供できるようにして地域系 CATV の淘汰を図っても良いかと思われま す。</p> <p>（NTT の独占性は高まりますが、社会問題化している地域系 CATV の不当勧誘を放置するよりはマシかと）</p> <p style="text-align: right;">【個人 A】</p>	<p>○ 本案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 27 条の 3 の規律の対象となる電気通信事業者は、施行規則第 22 条の 2 の 15 等の基準に基づき、基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者、その特定関係法人及び仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者のうち利用者数の割合が 0.7% を超えるものが指定されるものであり、不当な勧誘の有無等に基づき指定されるものではないと承知しています。</p>	無

<p>電気通信事業法第27条の3等の通信契約の解除を行うことを不当に妨げる行為に他社の契約に変更すると光回線は住居に穴あけをしなないといけなくなるという事実でない説明をする事に加えるべきである。</p> <p>NTT 東西が行っている新たな工事方法では壁に穴を空けずに窓・ドアの隙間から光ファイバーケーブルを宅内に引き込むことが可能となっておりこの技術は競合事業者でも実現可能であるため、解約を引きとどめる為に虚偽説明を行う可能性が高い。</p> <p>電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者及び同事業者の回線契約を取り扱う代理店に関しても虚偽説明の禁止を徹底させるべき。</p> <p>https://www.ntt-east.co.jp/info/detail/images/img_201223_01_02.jpg https://flets-w.com/topics/2020/20201223b.html</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ なお、虚偽説明（不実告知）については、法第27条の2第1号において、電気通信事業者に対する禁止行為として定められているものと承知しています。</p>	無
<p>全体で160000000契約もある携帯電話網の中でたかが1000000契約のMVNOがどれほど影響力を持てるというのか</p> <p>規制対象の桁を一つ間違えているとしか思えない</p> <p>MNO 三社及びUQ mobile、Y!mobileにある程度の規制をかけるのは過去の経緯から仕方がないかもしれないが、それ以外の民間企業(楽天 mobile や J:COM mobile も含)に監督官庁が不用意な縛りをつけるべきではない</p> <p>規制するのは現在の規制基準からもう一桁増えて一千万契約が見えてきてからで十分と考える</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ なお、電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少ないものとして禁止行為の適用対象から除外する電気通信事業者に係る利用者数の割合を0.7%とする規定の整備については、令和元年8月23日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を受けて制定されたものです。</p> <p>○ 当該割合は、現在のモバイル市場における競争の状況などを踏まえて定めているものであり、総務省がそれらの状況などに変化がある場合に、必要に応じて見直しを検討していくこととしているものと考えます。</p>	無
<p>このルール自体、値下げを促すとは考えにくい。</p> <p>KDDI のKCCS と JCOM グループを指定しても競争にはならない。</p> <p>日本の販売方法として、SIM（通信役務）と電話機販売をセットにしてしまっている現状を変えないと、値下げをするたびに、販売する代理店の手数料収入が減ってしまう。手数料が減るとネット販売が主流となり、高齢化社会には対応ができず、事業者間での流動がなくなる。</p> <p>国や政府の政策では、過干渉すぎであり、電話機と通信役務を変えないなら、市場を活性化するための施策が必要で、いわゆる縛りをやめさせることと、料金の値下げの2本立てで良いのではないかと？</p>	<p>○ 令和元年10月に施行された改正電気通信事業法により、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの禁止の措置がなされるなど、総務省においてはモバイル市場の公正な競争環境の整備に向けて取り組んでいるものと承知しています。</p> <p>○ その他、いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無

<p>また、通信については、NTT 出身者が通信建設会社にいる以上、公正に運営などできるはずがない。ここもしっかり監視すべきではないか？</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>		
<p>株式会社ジェイコム(以下 JCOM)及び関連地域会社を電気通信事業法の規制指定に追加する件について、JCOM は KDDI の配下であり、またケーブルテレビ事業において au スマートバリューと称した割引行為を行っていることもあり、概ね妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>○ 本案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、法第 27 条の3の規律の対象となる電気通信事業者は、施行規則第 22 条の 2 の 15 等の基準に基づき、基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者、その特定関係法人及び仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者のうち利用者数の割合が 0.7%を超えるものが指定されるものであり、割引行為の有無等に基づき指定されるものではないと承知しています。</p>	無